

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和6年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	予防接種法に基づく臨時接種に規定された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務及び給付の支給に関する事務を行う。 ○事務の概要 ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・予防接種歴の登録及び管理 ・医療機関等に対する予防接種の実施委託料の支払 ・予防接種証明書の交付 ワクチン接種記録システム(以下、「VRS」という。)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1 予防接種システム 2 共通基盤システム 3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表二の16の2、16の3、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪健康部保健所感染症対策課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康カルテシステムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを実施している。これらの対策を講じていることから、人手を介在させる作業のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事前	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年7月8日	評価書名	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	保護の宣言	東大阪시는、新型인플루엔자等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東大阪시는、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	I. 1. ②事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	I. 1. ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予防券の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	予防接種法に基づく臨時接種に規定された新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務及び給付の支給に関する事務を行う。 ○事務の概要 ・予防接種の対象者への各種通知 ・予防接種の実施 ・予防接種歴の登録及び管理 ・医療機関等に対する予防接種の実施委託料の支払 ・予防接種証明書の交付 ワクチン接種記録システム(以下、「VRS」という。)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	I. 2特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	I. 3. 5. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(VRSを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条6号(委託先への提供)	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	I. 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	I. 4. ②法令上の根拠	-	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表二の16の2、16の3、115の2の項	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	II. 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	30万人以上	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	II. 1. いつ時点の計数か	2021/2/1	2022/7/1	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	IV. 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	IV. 5. 特定個人情報の提供・移転	-	十分である	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和4年7月8日	IV. 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	全項目評価書公表時期と同時
令和6年4月1日	I. 5. ①部署	健康部保健所新型コロナウイルスワクチン接種事業課	健康部保健所感染症対策課	事前	全項目評価書公表時期と同時
令和6年4月1日	I. 5. ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種事業課長	感染症対策課長	事前	全項目評価書公表時期と同時
令和6年4月1日	I. 8. 連絡先	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-500号 東大阪市健康部保健所新型コロナウイルスワクチン接種事業課	〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町四丁目3番22-300号 東大阪市健康部保健所感染症対策課	事前	全項目評価書公表時期と同時
令和6年4月1日	IV. 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事前	全項目評価書公表時期と同時
令和6年3月31日	評価書の名称	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書	東大阪市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】	事後	高齢者の予防接種に関する事務(基礎項目評価書)に同日統合した。